砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案要綱

第一 砂糖の価格調整に関する法律の一部改正

一題名の改正

題名を「 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」に改めること。

(題名関係)

二 目的の改正

この法律は、 輸入に係る砂糖及びでん粉等の価格調整に関する措置、 異性化糖の砂糖との価格調整に

関する措置、 甘味資源作物及び国内産糖並びにでん粉原料用いも及び国内産い もでん粉につい ての交付

金を交付する措置等を定めることにより、 甘味資源作物及びでん粉原料用いもに係る農業所得の確保並

びに国内産糖及び国内産いもでん粉の製造事業の経営の安定その他関連産業の健全な発展を通じて、 国

内産糖及び国内産いもでん粉の安定的な供給の確保を図り、 もって国民生活の安定に寄与することを目

的とすること。

(第一条関係)

三 砂糖の価格調整に関する措置

1 輸入に係る砂糖の価格調整に関する措置の改正

輸入に係る砂糖の価格調整の指標である国内産糖合理化目標価格を砂糖調整基準価格に改め、 当

該価格は、 甘味資源作物が特に効率的に生産されている場合の生産費の額に国内産糖が特に効率的

に製造されている場合の製造に要する費用の額を加えて得た額を基礎として定めるものとすること。

(第三条第二項関係)

( \_ ) 指定糖調整率は、 国内産糖の推定供給数量を、 国内における砂糖の推定総供給数量で除して得ら

れる数を限度として定めるものとすること。

第九条第二項関係

2 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付

甘味資源作物の最低生産者価格を廃止するとともに、 独立行政法人農畜産業振興機構 (以下「機

構」 という。)が予算の範囲内において、 対象甘味資源作物生産者及び対象国内産糖製造事業者に

対 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金を交付するものとすること。

(第十九条から第二十二条まで関係)

 $(\Box)$ 対象甘味資源作物生産者が農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に

規定する生産条件に関する不利を補正するための交付金の交付を受けたときは、 てん菜についての

甘味資源作物交付金は、 交付しないものとすること。

第十九条第二項関係)

四 でん粉の価格調整に関する措置

1 輸 入に係るでん粉等の価格調整に関する措置の新設

輸入に係るでん粉又はでん粉原料用輸入農産物の価格調整を行うため、 その指標であるでん粉調

整基準価格を定めるものとすること。

(第二十六条関係

( = ) 国内産い もでん粉の安定的な供給に影響を及ぼすおそれがあるでん粉又はでん粉原料用 輸 入農 産

物 (以下「指定でん粉等」という。) につき輸入申告をする者は、三の平均輸入価格がで ん粉調 整

基準価格に満たない額であるときは、その指定でん粉等を機構に売り渡さなければならないものと

すること。

(第二十七条関係)

でん粉等の平均輸入価格を定めるものとすること。

( 第二十八条関係)

指定でん粉等の買入れの価格の算定についての規定を設けること。

( 第二十九条関係)

(五)(四)(三) ((機構は、二の指定でん粉等の売渡しをした者に対し、その指定でん粉等を売り戻さなければなら)

ないものとすること。

第三十条関係)

(六) 指定でん粉等の売戻しの価格の算定についての規定を設けること。

(第三十一条関係)

2 でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付

機構が予算

の範囲内において、

対象でん粉原料用いも生産者及び対象国内産い

もでん粉製造

事業

者に対し、 でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金を交付するものとすること。

(第三十三条から第三十六条まで関係)

( = ) 対象でん粉原料用いも生産者が農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法

律に規定する生産条件に関する不利を補正するための交付金の交付を受けたときは、 ばれ いしょに

ついてのでん粉原料用いも交付金は、交付しないものとすること。

(第三十三条第二項関係

五 その他

農林水産大臣は、 対象国内産糖製造事業者又は対象国内産いもでん粉製造事業者に対し、 対象甘味

資源作物生産者又は対象でん粉原料用いも生産者との取引の条件及び方法等に関し、必要な勧告がで

きるものとすること。

(第三十七条関係

( = ) 農林水産大臣は、 対象国内産糖製造事業者又は対象国内産いもでん粉製造事業者が一の勧告に従わ

ないときは、 機構に対し、その旨を通知することとし、通知を受けた機構は、 交付金を交付せず、又

は返還させることができるものとすること。

(第三十八条関係

( その他所要の規定の整備を行うこと。)

目的の改正

第 二 独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正

機構は、 主要な畜産物の価格の安定、 主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格

調整に必要な業務を行うとともに、 畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を

補助する業務を行うほか、あわせて生糸の輸入に係る調整等に必要な業務を行い、

その関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とすること。

( 第三条関係)

一 業務の範囲の変更

第一の三の砂糖の価格調整に関する措置の変更に伴い、 機構において、 甘味資源作物交付金及び国内

産糖交付金の交付の業務を行うことができるようにするとともに、 第一の四のでん粉の価格調整に関す

もって農畜産業及び

る措置の創設に伴い、 機構の業務に輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻しの業務並びにでん粉原

料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付の業務を追加すること。

(第十条第一項第五号関係)

## 三 国庫納付金に関する規定の新設

機構は、 輸入に係る砂糖及びでん粉等並びに異性化糖等の買入れ及び売戻しの業務により生ずる利益

の 額 から、 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に基づき交付される生産

条件に関する不利を補正するための交付金のうち、 てん菜又はでん粉の製造の用に供するばれ L١ しょ ഗ

期間平均生産面積又は品質及び生産量に基づいて算定される部分の交付に要する経費の財源にそれぞれ

充てるものとして農林水産大臣が定めて通知する金額を国庫に納付しなければならない ものとすること。

(第十一条関係)

## 四 区分経理の変更

二の業務の追加に伴い、 機構に輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻しの業務並びにでん粉原料

用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付の業務等に係る勘定を設けること。 (第十二条関係)

第三 甘味資源特別措置法の廃止

甘味資源特別措置法を廃止すること。

第四 附則

この法律は、 平成十九年四月一日から施行するものとすること。

(附則第一条関係)

砂糖 の価格調整に関する措置及びでん粉の価格調整に関する措置に係る改正規定については、 平 成 十

九年十月一日以後に輸入申告をする指定糖等及び指定でん粉等並びに同日以後にその製造場から移出 す

る異性化糖について適用するものとすること。

附則第二条及び第五条関係

 $\equiv$ 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金並びにでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金

の交付は、 平成十九年産以降の甘味資源作物及びこれを原料とする国内産糖並びにでん粉原料用い 、 も 及

びこれを原料とする国内産いもでん粉について交付するものとすること。

( 附則第三条及び第六条関係)

農産物価格安定法を廃止すること。

四

(附則第十一条関係)

五 その他所要の経過措置を規定するほか、 関係法律について所要の規定を整備すること。